

岡山市下水道排水設備指定工事店 新規募集の手引き

書類作成前に必ずお読みください。

申請書に不備がある場合は受理できません。

岡山市下水道河川局下水道経営部下水道営業課
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号
岡山市役所 分庁舎4階
電話番号 086-803-1488

指定申請手続きの流れ

(1) 指定申請の受付と指定年月日

指定申請の受付は随時行っています。毎月 15 日までに申請があった場合、新規指定の指定日は、審査事項に問題がなければ、原則、翌々月の初日になります。

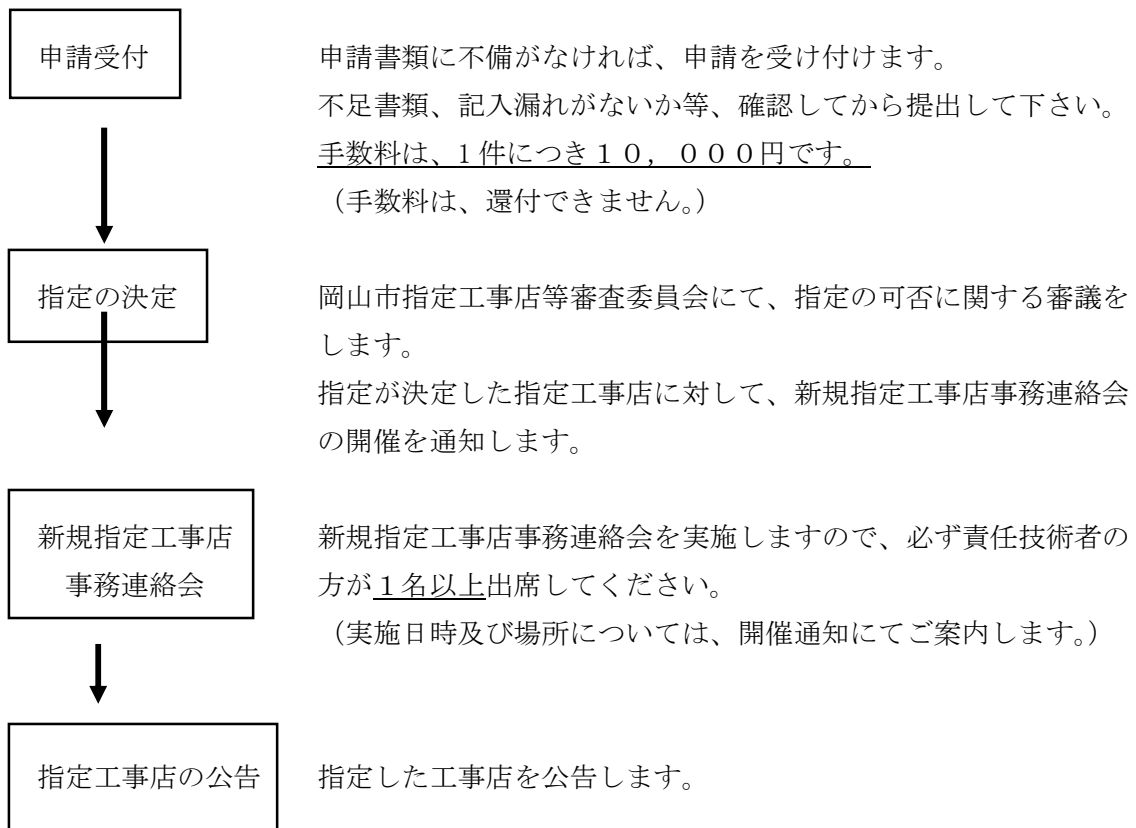
(例) 3 月 15 日に受付 → 5 月 1 日指定 / 7 月 26 日に受付 → 10 月 1 日指定

申請書の受付場所は、下水道河川局 下水道経営部 下水道営業課 排水設備係（岡山市役所 分庁舎 4 階）です。支所、地域センター、下水道事務所などでは受付できません。

【注意】申請書類は必ず持参してください。郵送による申請書類は受理しません。

指定工事店の更新にあたる年は、指定年月日が変更になる場合があります。

(2) 申請から指定まで



指定申請に必要な書類

(1) 指定申請書の各様式

本市ホームページからもダウンロードできます。

- ① 下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）
- ② 責任技術者名簿（様式第2号）
- ③ 機械器具調書（様式第3号）
- ④ 営業所の平面図及び付近見取図（様式第4号）
- ⑤ 資材置場の平面図及び付近見取図（様式第4号の2）
- ⑥ 誓約書（様式第5号）

(2) 添付書類

住民票、印鑑証明書、登記事項証明書、写真等

※ 添付書類は『原本』の提出になります。

写し（コピー）を提出の場合は『写し』と標記していますのでご確認ください。

(3) 別紙 下水道排水設備指定工事店（新規）指定申請書類チェックシート

必要な書類がそろっているか、事前にチェックしてください。

下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第 1 号）

（１） 申請書の記入方法

① 申請者

（Ａ） 法人の場合

本社の住所、商号又は名称、代表者職名・氏名を記入し、実印（印鑑証明書（法人用）に登録されている印）を押印してください。

（Ｂ） 個人の場合

住所、商号、代表者氏名を記入し、実印（印鑑証明書（個人用）に登録されている印）を押印してください。

② 記入欄

名称（指定工事店名）、代表者職名・氏名、営業所所在地、電話番号、FAX番号、携帯電話番号（担当者名）、E-mail アドレス、資材置場所在地を記入し、実印（印鑑証明書に登録されている印）を押印してください。

※ 法人において本社ではなく、支店等を営業所として指定申請する場合は、使用印（代表者役職印）を『印』の欄に押印すること。

（本市からの通知等の連絡は、指定を申請した営業所に行います。）

① 添付書類

① 印鑑証明書

（Ａ） 法人の場合

法人の印鑑証明書が必要です。

交付日から 3 か月以内のものを有効とします。（コピー不可）

（Ｂ） 個人の場合

個人の印鑑証明書が必要です。

交付日から 3 か月以内のものを有効とします。（コピー不可）

②代表者の住民票

在留カード又は特別永住者証明書の写し（※指定工事店規則に定めるものに限る）でも可。

交付日から3か月以内のものを有効とします。（コピー不可）

③代表者の住所地の市町村税の滞納がないことを証する書類

申請者の代表者に係るもの。（例）岡山市の場合「滞納無証明書」

交付日から3か月以内のものを有効とします。（コピー不可）

【法人のみ】

④法人の住所地の市町村税の滞納がないことを証する書類

申請者（法人）の住所地に係るもの。（例）岡山市の場合「滞納無証明書」

交付日から3か月以内のものを有効とします。（コピー不可）

【法人のみ】

⑤定款の写し

原本をコピーしてください。

【法人のみ】

⑥登記事項証明書

交付日から3か月以内のものを有効とします。（コピー不可）

履歴事項全部証明書に限る。

⑦従業員名簿（労働者名簿）

労働基準法で雇用主に作成が義務づけられています。

原本をコピーしてください。

全従業員の氏名、住所、生年月日のわかるもの

（代表者のみの場合（従業員がいない場合）は不要）

責任技術者名簿（様式第2号）

（1） 記入方法

住所、氏名又は名称、代表者氏名を記入してください。（法人は本社の住所等）
今回申請の営業所に所属する責任技術者名、住所、登録番号、摘要を責任技術者ごとに記入してください。

（2） 添付書類

② 責任技術者証の表面及び裏面の写し

最新の登録情報になっている責任技術者証の表面及び裏面の写し（白黒コピー可）
今回申請の営業所に所属する責任技術者全員分必要です。

※責任技術者の内容に変更がある場合は、責任技術者の登録市町村において、最新の登録情報に変更してください。

②選任することとなる責任技術者の雇用関係を証する書類

下記のうちいずれか1つ

① 組合健康保険，政府管掌健康保険被保険者証の写し

（雇用関係を証明できない国民健康保険被保険者証，健康保険証の利用登録された個人番号カード，資格確認書は除く。）

② 確認済の被保険者標準報酬決定通知書の写し

③ 従業員全員の賃金台帳及び所得税納付額領収書の写し

④ 従業員全員の源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

⑤ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し

※なお、個人で代表者が責任技術者の場合及び法人で登記事項証明書に記載されている取締役が責任技術者の場合は書類の添付を省略することができます。

※責任技術者の有効期限は5年間です。忘れずに更新してください。

機械器具調書（様式第 3 号）

（１） 記入方法

機械器具の種別ごとに、名称、数量を記入すること。
添付写真の数量、内容と一致すること。

（２） 添付書類

① 機械器具の種別ごとの写真

写真の大きさはL判以上とする。写真の隣に名称、数量を記入すること。
A 4 用紙に貼り付け又は印刷すること。片面に写真 3 枚までとする。
機械器具調書の数量、内容と一致すること。
3 か月以内に撮影した写真とすること。
カラー印刷のみ可。白黒は不可。

営業所の平面図及び付近見取図（様式第 4 号）

（１） 記入方法

指定申請をする営業所の平面図及び付近見取図を記入すること。
平面図には、接客や打合せをする場所、電話・FAX、机等の設備の配置状況を明記し、事務所内の間口及び奥行き寸法及び面積を記入すること。
付近見取図には、方位、道路名、主な目標を入れて分かりやすく記入すること。
営業所が建物の一部にある場合は、営業所がその建物のどこにあるかがわかる図も提出すること。

（２） 添付書類

① 営業所の写真

- ・営業所の外観 1枚以上 ・営業所看板 1枚以上 ・営業所入口 1枚以上
・営業所内（電話・FAX、机等の配置状況のわかる写真）3枚以上

写真の大きさはL判以上とする。写真の隣に説明を記入すること。

A4用紙に貼り付け又は印刷すること。片面に写真3枚までとする。

3か月以内に撮影した写真とすること。

カラー印刷のみ可。白黒は不可。

② 営業所の固定資産評価証明書又は登記事項証明書

土地、建物それぞれ必要です。

下記ア、イのいずれか1つ

ア 固定資産評価証明書

交付日から3か月以内のものを有効とします。（コピー不可）

イ 登記事項証明書

全部事項証明書又は現在事項証明書とする。

交付日から3か月以内のものを有効とします。（コピー不可）

③ 自己所有でない場合、賃借証明書

【条件により提出】

下記ア、イのいずれか1つ

ア 営業所たる建物を所有しその敷地を賃借する場合、当該敷地の賃借証明書
（賃貸借契約書等）の写し

イ 営業所たる建物を賃借する場合、当該建物の賃借証明書（賃貸借契約書等）
の写し

貸主（所有者）、借主（申請者）、用途、契約期間、賃料等が確認できるもの。

資材置場の平面図及び付近見取図（様式第4号の2）

（1） 記入方法

指定申請をする資材置場の平面図及び付近見取図を記入すること。
平面図には、器具、資材等を明記し、資材置場の寸法及び面積を記入すること。
付近見取図には、方位、道路名、主な目標を入れて分かりやすく記入すること。
資材置場が建物（敷地）の一部にある場合は、資材置場がその建物（敷地）のどこにあるかがわかる図も提出すること。

（2） 添付書類

① 資材置場の写真

・資材置場の外観 1枚以上 ・器具、資材等の配置状況のわかる写真 2枚以上
写真の大きさはL判以上とする。写真の隣に説明を記入すること。
A4用紙に貼り付け又は印刷すること。片面に写真3枚までとする。
3か月以内に撮影した写真とすること。
カラー印刷のみ可。白黒は不可。

② 資材置場の固定資産評価証明書又は登記事項証明書

（営業所と同一住所の場合は、提出不要）

資材置場の土地に関するもの。

下記ア、イのいずれか1つ

ア 固定資産評価証明書

交付日から3か月以内のものを有効とします。（コピー不可）

イ 登記事項証明書

全部事項証明書又は現在事項証明書とする。

交付日から3か月以内のものを有効とします。（コピー不可）

- ③ 自己所有でない場合、賃借証明書
(営業所と同一住所の場合は、提出不要)

【条件により提出】

資材置場の土地を賃借する場合、当該敷地の賃借証明書（賃貸借契約書等）の写し
貸主（所有者）、借主（申請者）、用途、契約期間、賃料等が確認できるもの。

誓約書（様式第5号）

（1）記入方法

住所、氏名又は名称、代表者氏名を記入し、実印（印鑑証明書に登録されている印）を押印してください。（法人は本社の住所等）

誓約書（様式第5号）の文章中「下水道排水設備指定工事店の指定の申請（新規・変更）に当たり、」の「新規」に○をすること。

ア～カまで該当しないものである場合は、それぞれ「ア、イ、ウ、エ、オ、カ」に○をすること。

別紙 下水道排水設備指定工事店（新規）指定申請書

類チェックシート

（1）記入方法

申請工事店名、担当者、連絡先を記入し、チェック欄に必要提出書類すべてにチェックをする。

※岡山市排水設備指定工事店に関する申請書、資料等は、岡山市のホームページでも入手することができます。

（ホーム＞市政情報＞電子サービス＞書式・申請書＞下水道・農業集落排水＞公共下水道関係＞岡山市下水道排水設備指定工事店規則に基づく書式）